

各施設・事業所管理者 殿

東京都福祉保健局障害者施策推進部長
鈴木和典

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う事故報告について（通知）

平素から東京都の障害者福祉施策の推進に御協力いただき、ありがとうございます。

さて、東京都では、事業者が提供する障害福祉サービスの利用に伴い生じた事故については事故報告書の提出をお願いしています。

また、新型コロナウイルス感染症については、感染拡大を防止し、安心してサービスを利用できるよう利用者又は職員に感染者が発生した場合、担当する運営所管に事故報告書等の提出を求めてまいりました。

今般、国においては、令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症の類型が2類から5類へ移行したことから、都においても、「新型コロナウイルス感染症の類型変更に伴う東京都の対応について」（以下「5月2日付け感染症対策部長事務連絡」という。）を発出し、患者発生報告の全数把握は終了するとともに、感染症法に基づく施設における集団感染の保健所への報告基準をお示ししております。

これに伴いまして、各施設又は事業所から障害者施策推進部の各運営所管に報告いただく新型コロナウイルス感染症発生に関する事故報告について下記の通り取り扱うこととしますので、引き続き御協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

記

1 本通知の対象となる報告対象事故

障害福祉サービス事業所又は施設において、新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合

2 報告基準

「5月2日付け感染症対策部長事務連絡」に準じて、以下の報告基準に該当する場合は、障害者施策推進部各運営所管まで新型コロナウイルス感染症の事故報告書のご提出をお願いいたします。

- (1) 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合
- (2) 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- (3) 上記(1)及び(2)に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

3 変更基準日

令和5年6月9日（金曜日）

4 報告先

- (1) 障害者支援施設・生活介護・自立訓練（都立施設及び都立民間移譲施設を除く）
施設サービス支援課障害者支援施設担当 電話03-5320-4156

<提出先>

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1649421251639>

- (2) 都立施設及び都立民間移譲施設

施設サービス支援課福祉施設運営担当 電話03-5320-4157

<提出先>

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1652842140057>

- (3) 就労移行支援・就労継続支援A型、B型・就労定着支援

地域生活支援課就労支援担当 電話03-5320-4158

<提出先>

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1652772056618>

- (4) 共同生活援助（GH）・短期入所

地域生活支援課居住支援担当 電話03-5320-4151

<提出先>

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1652773494182>

- (5) 居宅介護・行動援護・重度訪問介護・同行援護・自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援

地域生活支援課在宅支援担当 電話03-5320-4325

<提出先>

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1652765652394>

- (6) 障害児入所施設・児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援

施設サービス支援課児童福祉施設担当 電話03-5320-4374

<提出先>

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1652351668998>

- (7) 重症心身障害児（者）通所事業

施設サービス支援課療育担当 電話03-5320-4376

<提出先>

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1652351668998>